

令和8年度
九戸村水道事業水質検査計画



令和8年4月
九戸村水道事業所

1 基本方針

九戸村水道事業所は、「供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していること」を遵守するため、水道法施行規則第 15 条第 6 項により、水源種別・過去の水質検査結果・水源周辺の状況等を総合的に検討し、自らの判断により水質検査の内容等を定めた「水質検査計画」を策定し、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために計画的に水質検査を実施します。

また、水道水が安全であることを更にご理解いただけるように、毎事業年度の開始前に利用者に対して検査結果の公表と水質検査計画を公表いたします。

- (1) 検査地点は、配水の系統ごとに、水道法で検査が義務づけられている給水栓（蛇口）及び原水（浄水施設の入口等）で行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目と、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目とします。

原水についても水質基準項目の検査と、クリプトスポリジウム、ジアルジア、及び糞便による汚染の指標菌検査を行います。なお、水質管理目標設定項目に含まれる農薬や水道水中の放射性物質についても、必要に応じて検査を実施します。
- (3) 検査頻度は、水道法施行規則・水源の種類・過去の検査結果等を基に、項目ごとに考慮して定めます。また、計画において、臨時に行う水質検査の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにいたします。
- (4) 水質検査結果には、水道法施行規則第 15 条第 7 項に定めるところにより、水道事業者が行う定期的水質検査について、検討すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由等を記載します。
- (5) 水道法第 20 条第 3 項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法及び委託の理由等について記載します。
- (6) 水質検査計画による測定結果については、評価の上、利用者に対して公表します。

2 九戸村水道事業の概要

(1) 浄水施設の概要

事業名	九戸村水道事業			
浄水場名称	九戸村浄水場	宇堂口浄水場	上戸田配水系 浄水場	遠志内浄水場
所在地	九戸村大字 戸田	九戸村大字 戸田	九戸村大字 戸田	九戸村大字 伊保内
水源	表流水(平内川) 浅井戸(第3水源)、 <u>地京1-1</u> <u>地京1-2水源</u> <u>(R11廃止予定)</u>	浅井戸 (宇堂口水源)	浅井戸 (瀬月内水源) <u>(R13廃止予定)</u>	湧水 (遠志内水源)
処理能力 (計画浄水量)	1,295m ³ /日	137m ³ /日	38m ³ /日 <u>(R13: 0m³/日)</u>	55m ³ /日
主な浄水 処理方法	緩速ろ過 移動床式ろ過装 置(前処理)	膜ろ過	塩素滅菌	緩速ろ過

事業名	九戸村水道事業
浄水場名称	低区配水系 浄水場
所在地	九戸村大字 江刺家
水源	湧水 (折爪水源)
処理能力 (計画浄水量)	900m ³ /日
主な浄水 処理方法	塩素滅菌

(2) 給水状況 (※一日最大配水量及び一日平均配水量は令和6年度実績)

事業名	九戸村水道事業
給水区域	九戸郡九戸村 瀬月内、宇堂口、泥ノ木、平内、妻の神、戸田上、戸田下、館の下、山根、荒谷、二ツ家、鹿島、伊保内上、伊保内下、川向、南田、小倉、長興寺上、長興寺下、大向、五枚橋、荒田、雪屋、田代、柿の木、江刺家上、江刺家下、道地、山屋、丸木橋、細屋、軽米町大字円子字冷水
計画給水人口	4,908人
計画一日最大給水量	2,288m ³
一日最大配水量(※)	2,306m ³
一日平均配水量(※)	1,927m ³

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

九戸村水道事業の九戸村浄水場では、表流水（平内川）及び浅井戸（第3水源）から取水し、宇堂口浄水場では浅井戸（宇堂口水源）から取水、遠志内浄水場では湧水（遠志内水源）から取水、低区配水系浄水場では湧水（折爪水源）から取水し、いずれも適切な浄水処理を行っており、浄水のこれまでの検査結果では、水質基準を十分に満足しています。

上戸田配水系浄水場では浅井戸（瀬月内水源）から取水し、過去に原水から大腸菌が検出されたことから、年4回クリプトスポリジウム等の指標菌の検査を実施します。また、九戸村浄水場系の湧水（地京1-1水源・地京1-2水源）も過去に大腸菌が検出された経緯があることから、上戸田配水系浄水場の浅井戸（瀬月内水源）と同様の頻度で検査を実施しています。

なお、過去に大腸菌が検出された水源については、今後も原水水質の状況を監視します。本村水道事業の水質管理上留意すべき項目は以下のとおりです。

水 源	原水の汚染要因	水質管理上 留意すべき項目
平内川水源 第3水源	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨、融雪等による濁水の発生 ・油類等による汚染事故 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・臭気 ・一般細菌、大腸菌 ・クリプトスポリジウム 等
地京1-1水源 地京1-2水源 宇堂口水源	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水、自然動物等の糞便による影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌、大腸菌 ・クリプトスポリジウム 等
折爪水源	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路からの油類等による汚染事故、融雪剤散布による塩化物イオンの上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・臭気 ・塩化物イオン 等
遠志内水源	<ul style="list-style-type: none"> ・自然動物等の糞便による影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌、大腸菌 ・クリプトスポリジウム 等
瀬月内水源	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による浅井戸への濁水の混入 ・生活排水、自然動物等の糞便による影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・臭気 ・一般細菌、大腸菌 ・クリプトスポリジウム 等

4 検査・測定地点

(1) 浄水又は給水栓水

浄水場及び配水系ごとに、村内6箇所を設定して浄水（給水栓水）の水質検査を行います。

また、毎日検査については村内6箇所の給水栓で行います。

(2) 浄水場の原水

水質管理上必要である原水の水質検査については、浄水施設の入口で採水し実施します。

また、各浄水場においては、原水濁度等を監視し、薬注設定を適切に調整します。

水質検査地点（原水）

水 源	採水地点	採水場所
平内川水源	九戸村浄水場着水井	九戸村大字戸田
第3水源	第3水源浅井戸	九戸村大字戸田
地京1-1水源	取水井	九戸村大字戸田
地京1-2水源	同上	九戸村大字戸田
宇堂口水源	宇堂口水源浅井戸	九戸村大字戸田
瀬月内水源	瀬月内水源浅井戸	九戸村大字戸田
遠志内水源	遠志内浄水場着水井	九戸村大字伊保内
折爪水源	低区配水系浄水場着水井	九戸村大字江刺家

水質検査地点（浄水）

配 水 系	採水地点	採水場所
第1高区配水系	高区流量計室給水栓	九戸村大字戸田
第2高区配水系	山村開発センター給水栓	九戸村大字伊保内
宇堂口配水系	泥ノ木集落センター給水栓	九戸村大字戸田
上戸田配水系	瀬月内集落センター給水栓	九戸村大字戸田
遠志内配水系	荒谷墓地給水栓	九戸村大字荒谷
低区配水系	江刺家ふるさとセンター給水栓	九戸村大字江刺家

毎日検査地点（給水栓）

配 水 系	採水地点	採水場所
第1高区配水系	九戸村浄水場給水栓	九戸村大字戸田
第2高区配水系	九戸村役場車庫前給水栓	九戸村大字伊保内
宇堂口配水系	第3水源給水栓	九戸村大字戸田
上戸田配水系	瀬月内集落センター給水栓	九戸村大字戸田
遠志内配水系	遠志内公民館給水栓	九戸村大字荒谷
低区配水系	山屋ポンプ場給水栓	九戸村大字山屋

5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目

色、濁り消毒の残留効果（残留塩素）については、水道法施行規則第 15 条に基づき 1 日 1 回、携帯型残留塩素測定器及び目視により検査を行います。

(2) 水質基準項目

水質基準項目は、人の健康の確保、又は生活上の支障を生ずるおそれのある項目を水道水が備えなくてはならない水質上の要件として規定したもので、水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 条）で基準値が定められ、検査が義務付けられている項目です。これらの項目は、水道法施行規則第 15 条に基づき検査を行います。

なお、詳細については、別添の「水質検査実施頻度一覧」及び「水質検査計画（浄水）」のとおりです。

(3) 水質管理目標設定項目

上水道事業では、水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目（26 項目）について、水道基準に準じ、必要な項目について検査を行います。

また、この検査は任意であり、水源の状況等を考慮して項目を選定し、それぞれの事業体で項目を選定して、自主的に検査を行うものです。

なお、本村水道事業では、過去の原水水質検査の結果及び当年度の原水水質に著しい変動が無い場合は、水質管理目標設定項目の検査は行いません。

(4) 原水検査

原水の安全を確認するために、水質基準項目（52 項目）のうち消毒副生成物（11 項目）を除く 41 項目について水質検査を年 1 回以上行います。

詳細については、別添の「水質検査計画（原水）」のとおりです。

(5) 放射性物質

東日本大震災に伴う放射能汚染については、村測定データにより、放射性セシウムの管理目標値 10 ベクレル/kg を十分に下回る値のため、放射性物質検査は行いません。

6 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）」の規定に基づき、告示に示された検査方法により行います。また、その他の項目の検査方法については、環境省からの告示、通知等によって行います。

なお、水質検査の委託先は、下記 8 の国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関です。

検査項目	検査方法
水質基準項目	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 20 日厚生労働省告示第 261 号）
水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目の検査方法（平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号）
耐塩素性病原生物	水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について（平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330006 号通知）
原水	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）
放射性物質	水道水等の放射能測定マニュアル（平成 23 年 10 月 厚生労働省健康局水道課）

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下のような場合により、水道水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行いますが、検査項目はその状況に応じて決定します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他、特に必要があると認められるとき

8 水質検査の自己／委託の区分

本村には水質検査を実施する設備が整っていないため、定期及び臨時の水質検査については、水道法第20条の4に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関に委託して検査いたします。なお、この検査は水質検査業務委託契約にて実施します。

また、毎日検査の色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）については、自己検査にて行います。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度作成し、検査結果と併せて水道事業所で閲覧できるほか、九戸村のホームページに搭載します。

また、水質検査計画については、毎年見直しを行い、水質の状況に応じてその都度改正するものとします。

10 水質検査の精度と信頼性の保証について

本村では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限を確保し、1/10付近の測定において、変動係数が金属類では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

11 関係者との連携について

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあつたときは、二戸保健所や九戸村保健福祉課などの関係機関と連携して、情報交換や水質検査を行い、迅速に対策を講ずるとともに適正な浄水処理により水道水の安全性を確保します。

この水質検査計画についての皆様のご意見をお寄せください。
皆様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

連絡先 九戸村水道事業所

〒 028-6502 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6

TEL (代表)0195-42-2111 (直通)0195-43-3323

FAX 0195-42-3120

E-mail:suido@vill.kunohe.iwate.jp